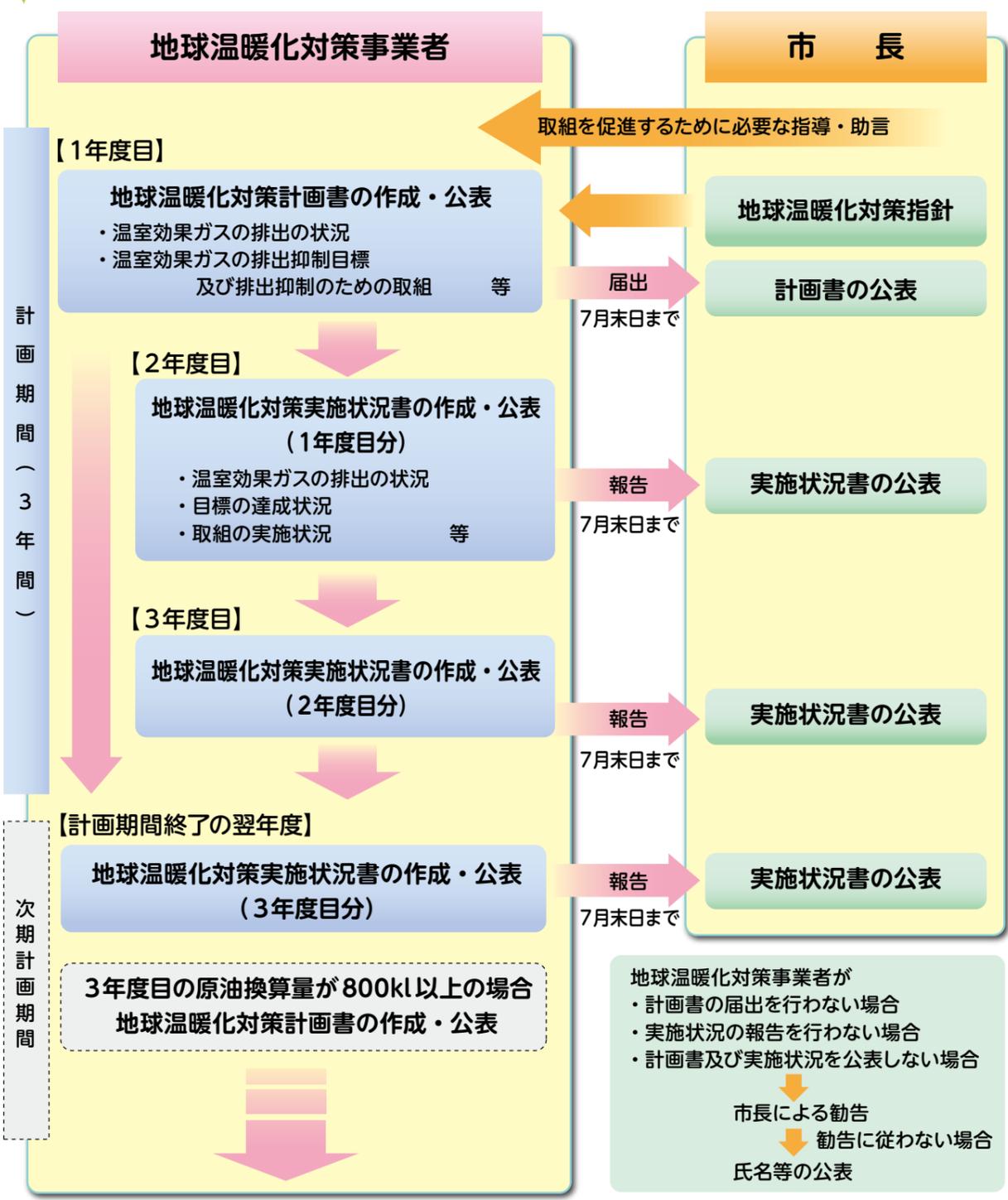


手続きの流れ



制度に関するお問い合わせ先・計画書等の届出先

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市環境局環境推進課
 電話：052-972-2693 FAX：052-972-4134
 メールアドレス：eco-nagoya@kankyokyoju.city.nagoya.lg.jp
 ホームページ：http://www.city.nagoya.jp/

名古屋市では、毎月8日を「環境保全の日」として定め、この日に特に自動車利用を控える、定時退社するなど環境に配慮した取組の実行を呼びかけています。



毎月8日は環境保全の日

名古屋市 地球温暖化対策計画書制度

名古屋市環境保全条例※に基づき、一定規模以上事業所は地球温暖化対策計画書の届出を行う必要があります。

※市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例

制度改正 平成24年4月1日施行

はじめに…
 名古屋市では、平成16年から名古屋市環境保全条例に基づく「地球温暖化対策計画書制度」により、温室効果ガスの排出量が相当程度多い事業所(オフィスや店舗・工場など)を対象に、地球温暖化対策計画書の作成・届出・公表を義務付け、事業活動における自主的な地球温暖化対策を促進しています。
 平成24年4月からは、毎年度の実施状況の報告や、市による計画書及び実施状況の内容の公表などを追加した新制度を運用しています。

地球温暖化対策事業者(制度の対象となる事業者)

次の要件に該当する事業所(名古屋市内の事業所に限る)を設置又は管理する事業者は、地球温暖化対策計画書の届出・公表と、その実施状況の報告・公表が必要となります。

**燃料並びに熱及び電気の量を合算した年度の使用量が
800キロリットル以上(原油換算)となる事業所**

- ※ 熱及び電気はいずれも他人から供給されたものに限りません。
- ※ 複数の賃借事業者が入居している建築物については、建物全体で一つの事業所としてとらえます。
- ※ 燃料及び電気の使用量には、事業所で運行等の管理を行っている自動車、鉄道、船舶、航空機において使用する量を含みます。ただし、運輸事業者については、名古屋市内における活動量(取扱い貨物量、乗降客数等)が全体の半分以上を占める場合に限りません。

地球温暖化対策計画書の届出・実施状況の報告

○ 届出・報告の単位

上記の要件に該当した事業所ごとに、計画書等を作成し、環境局環境推進課まで提出してください。

○ 提出書類 各1部ずつ提出してください。

《計画書》

- 「地球温暖化対策計画書届出書」…………… 環境保全条例施行細則 第34号様式
- 「地球温暖化対策計画書」…………… 地球温暖化対策指針 第1号様式

《実施の状況》

- 「地球温暖化対策実施状況報告書」…………… 環境保全条例施行細則 第35号様式
- 「地球温暖化対策実施状況書」…………… 地球温暖化対策指針 第2号様式

※ 計画書及び実施の状況ともに、燃料並びに熱及び電気の使用量の原油換算量及び温室効果ガス排出量の算定表の添付が必要です。

○ 計画書・実施状況書の記載事項

- ・事業者の概要、基本方針と推進体制、公表の方法等
- ・温室効果ガスの排出の状況
- ・温室効果ガスの排出抑制に係る目標(達成状況)
- ・温室効果ガスの排出抑制に係る措置(実施状況)

○ 提出期限

計画書：計画期間の初年度の7月末日まで
実施の状況：毎年度7月末日まで

計画書及び実施状況書の公表

○ 事業者自らによる公表

地球温暖化対策事業者は、自ら計画書及び実施状況書を公表する必要があります。

《公表の期間》

計画書：提出した日から計画期間の終了日まで
実施状況書：提出した日から90日間

《公表の方法》

事業所窓口での閲覧・掲示、ホームページや環境報告書への掲載、その他の容易に閲覧できる場所や時間等に配慮した方法により公表してください。

※ 公表の様式については、市が定めた様式、事業者が別に作成した様式のいずれでも構いませんが、計画書及び実施状況書の記載事項(添付文書は除く)が盛り込まれていることが必要です。

○ 市による公表 (平成24年度から開始)

事業者から提出された計画書及び実施状況書は、環境局環境推進課の窓口における閲覧及び名古屋市公式ホームページ内への掲載により公表します。

市による指導・助言

市は、地球温暖化対策事業者に対し、計画書の作成及び実施の状況について、地球温暖化対策の取組を促進するために必要な指導及び助言を行います。

省エネコミュニケーション

市では、省エネルギーの専門的な知識を有した「省エネルギー指導員」が、地球温暖化対策事業者を順次訪問し、取組や設備管理の状況を現場で確認させていただき、より効果的な取り組み等について意見交換、助言等を行う「省エネコミュニケーション」を実施しています。

省エネに関するご相談も受け付けますので、環境推進課までお問い合わせください。(裏表紙参照)



制度の詳細(原油換算量や温室効果ガス排出量の算定方法、計画書等の記入方法など)につきましては、「地球温暖化対策指針」、「地球温暖化対策計画書制度等記入要領」等をご覧ください。